

令和5年度ウミガラス繁殖地における監視カメラ設置等業務に係る仕様書

1. 件名

令和5年度ウミガラス繁殖地における監視カメラ設置等業務

2. 業務の目的

天売島へのウミガラス飛来数は、昭和38年に8,000羽と推定されたが、昭和40年代に入って急激に減少し、平成10年代に入ると十数羽が残されるだけとなった。このため、環境省では、平成13年にウミガラス保護増殖事業計画を策定し、生息状況調査や誘引・捕食者対策等の保護増殖事業を展開してきた。その結果、飛来数は近年100羽程度にまで回復し、繁殖についても平成23年の繁殖成功以降、繁殖つがい数、巣立ち雛数が徐々に増加傾向を示している。

本業務は、国内唯一のウミガラス繁殖地である天売島において、ウミガラスの飛来・繁殖状況に係る基礎データ収集のためのモニタリング調査を実施するため、監視カメラ等の関連機器・機材の設置・撤去を行うもの。

3. 業務の内容

天売島内のウミガラス繁殖地及びその周辺において以下の作業を行う。

なお、天売島の地理的特殊性に鑑みて、島内における COVID-19 感染拡大防止には最大限配慮することを念頭に置き、天売島への入島前と天売島滞在中の感染予防策は万全を期した上で、業務にあたること。

(1) 監視カメラ等運搬補助作業

4月上～中旬頃に、現在ウミガラスが繁殖している赤岩対崖巣棚周辺まで、北海道地方環境事務所が準備する監視カメラ等の関連機器・機材（ソーラーパネル・バッテリー・コンテナ・ケーブル等）の運搬補助を行う。機器・機材の運搬は、前浜から白磯までは別途備船業務により船舶で運搬し、白磯から赤岩までの海岸は徒歩で運搬することを想定し、1名程度、1泊2日程度で行う（図1）。運搬した機器・機材は、電源設置部分の骨組み（図5）に固定するなど、波に流されない工夫を施すこと。

作業日は海況及び天候が安定しているタイミングを想定し、北海道地方環境事務所羽幌自然保護官事務所自然保護官（以下、「環境省担当官」という。）が決定する。なお、白磯から赤岩までの徒歩による運搬では、足場の悪い海岸を機材を背負って歩くことから、作業には細心の注意を払い、常に安全に努めるものとする。

(2) 監視カメラ等設置作業

4月下旬までに、(1)で運搬した監視カメラ等の関連機器・機材を設置する（図2、3、4、5）。設置箇所・方法の詳細は、環境省担当官と調整のうえ決定すること。

また、上記設置作業に併せて、デコイ3体程度にガラスが留まりにくい構造物を設置すること（図6、7）。更に、巣棚入口にネズミ返しと、その効果を確認するためのセンサーカメラを設置すること（図8、9）。

作業は過去の実績から天売島内で登攀の経験のある専門家を含めて4名程度、3泊4日（うち1名は2泊3日）程度を想定している。

設置期間中に強い雨・風、高波等による機器・機材の破損・水没・流失等が起こりモニタリングに支障を来すことが無いよう、請負者は予め対策を施して設置するものとし、この過失による破損等については、無償で速やかに補修や機器・機材の交換を行うこと。ただし、落石や例年に無い雨・風・波、天災等の予め避けられない事象による破損等や、設置時に瑕疵が無い塩害による劣化等による自然故障については、環境省担当官と対応について協議のうえ決定するものとする。

(3) 監視カメラ等撤去・運搬補助作業

ウミガラスの繁殖期終了後（8月上旬頃から8月下旬まで）に、(2)で設置した機器・機材一式と別業務にて設置している音声装置（図10、11）を撤去する。また、上記撤去作業に併せて、赤岩対崖巣棚内の残渣（卵殻等）を採取すること。

撤去作業は過去の実績から天売島内で登攀の経験のある専門家を含めて4名程度、2泊3日（うち1名は1泊2日）程度を想定している。

さらに撤去した機器・機材については、(1)と同様に運搬を行うため、その運搬補助を1名程度、1泊2日程度で行う。

(4) デコイ撤去作業

(2) または (3) の作業に併せて、赤岩対崖巣棚内のデコイ7体程度を撤去すること（図6）。

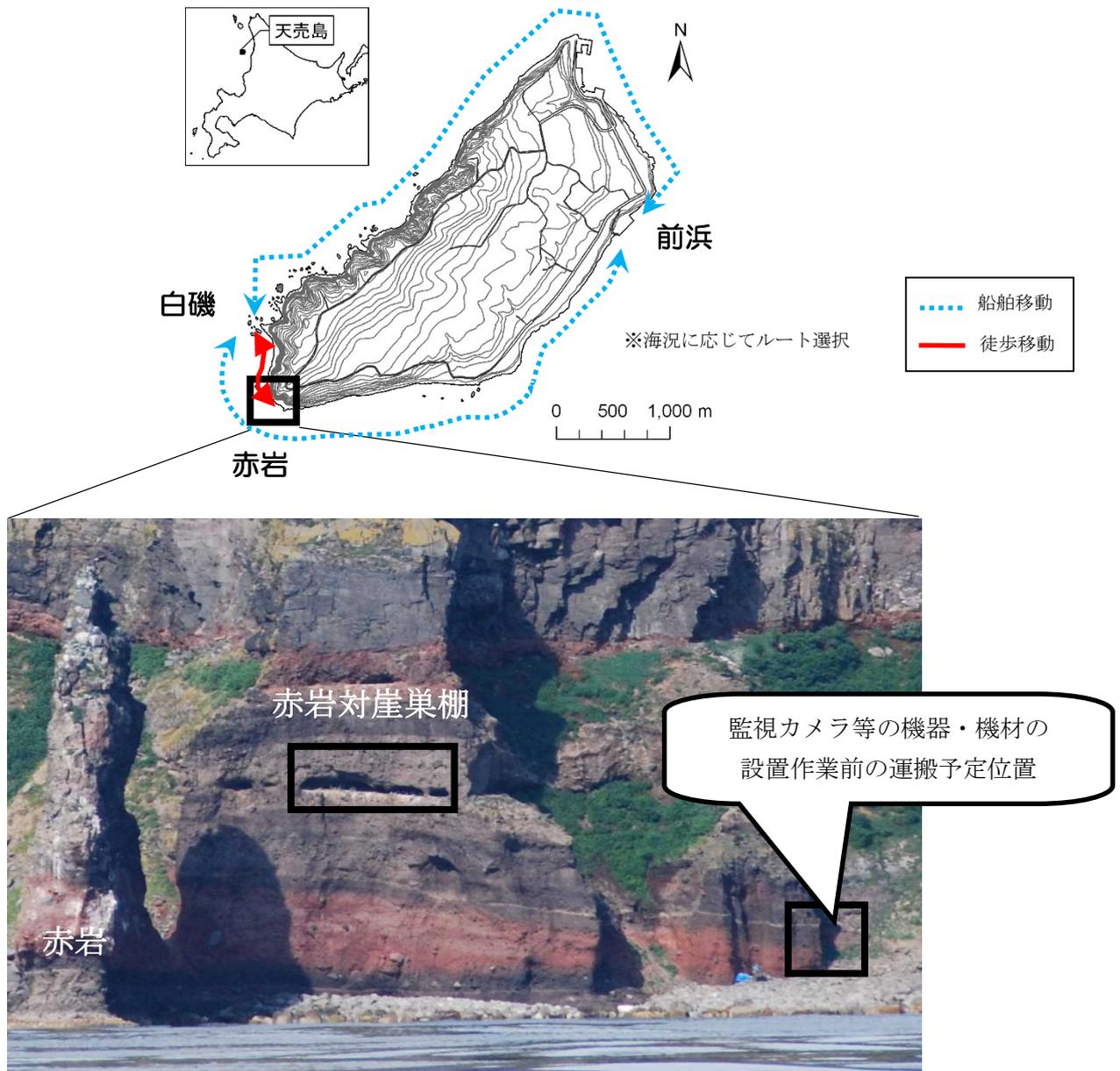


図1 監視カメラ等の機器・機材の運搬距離・手段及び設置作業前の運搬予定位置

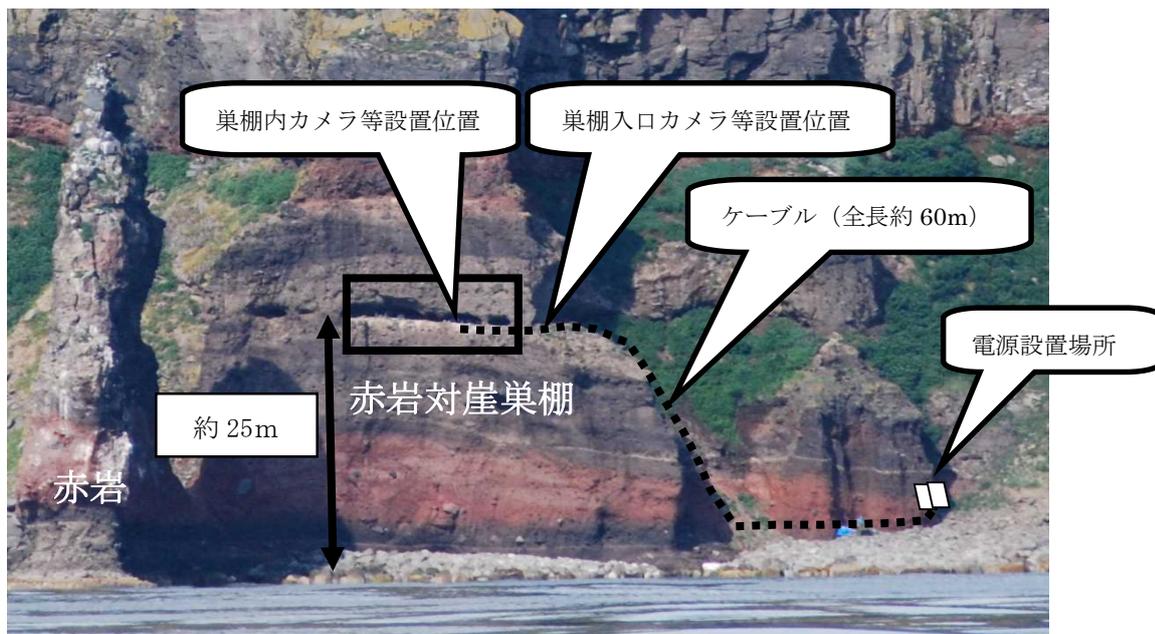


図2 監視カメラ等の設置予定位置

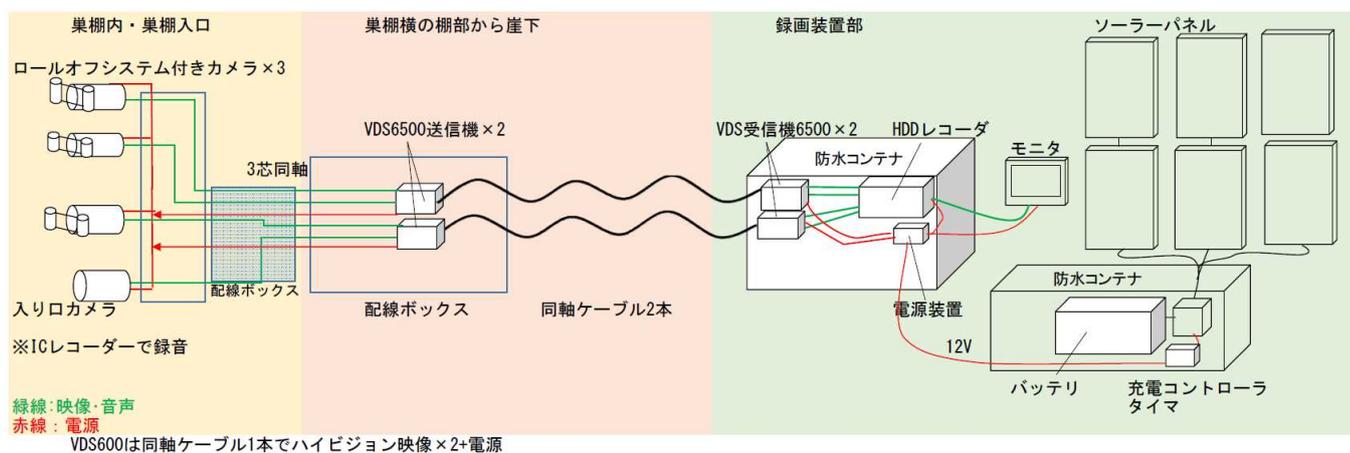


図3 監視カメラ等の接続イメージ

※現場の状況により、記載内容は変更する可能性がある

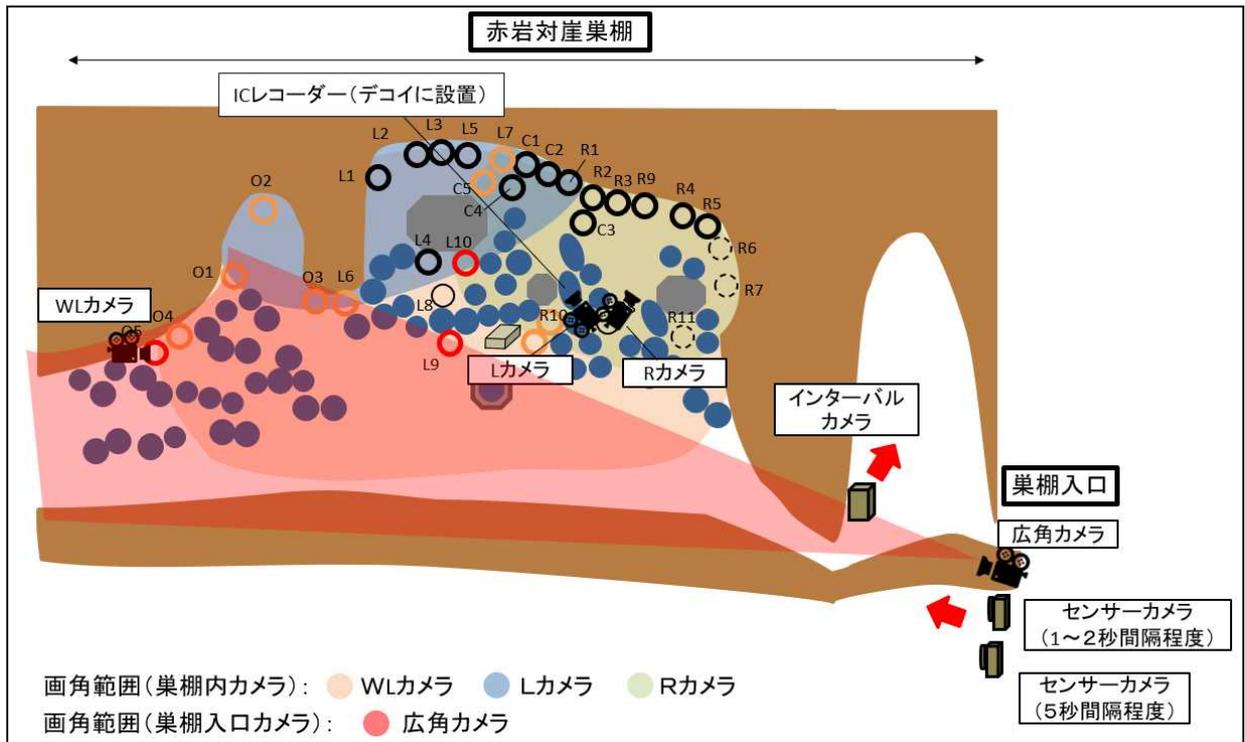


図4 赤岩対崖巣棚内及び入口の監視カメラ等の設置イメージ
 ※現場の状況により、記載内容は変更する可能性がある

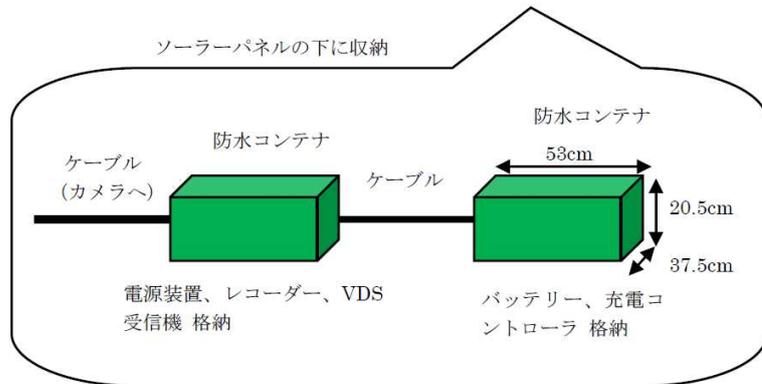


図5 電源設置方法
 ※現場の状況により、設置方法は変更する可能性がある

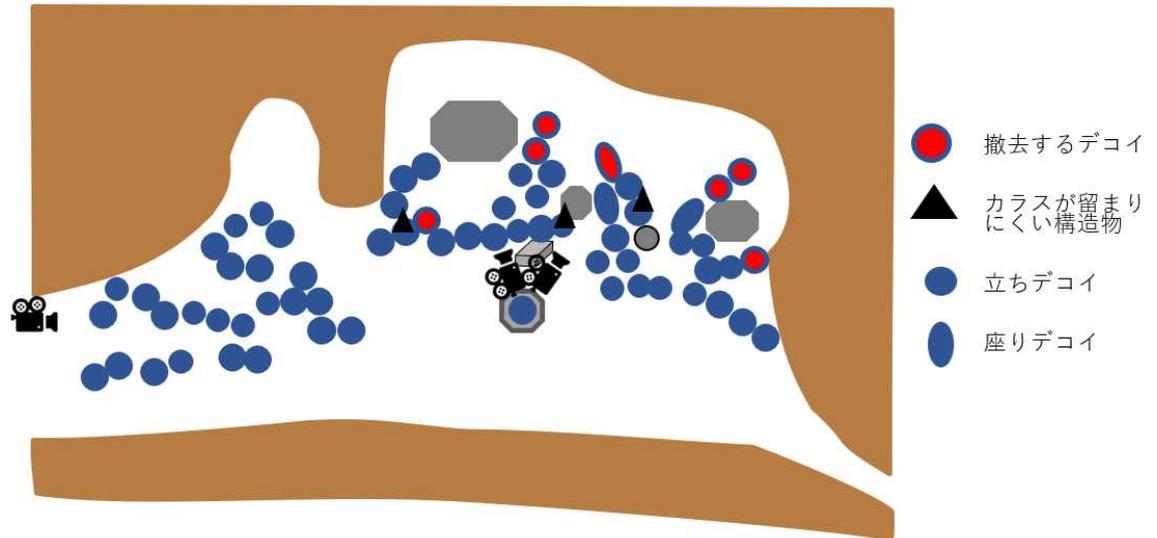


図6 赤岩対崖巣棚内のデコイ撤去及びカラスが留まりにくい構造物設置予定位置



図7 デコイへのカラスが留まりにくい構造物設置例
 ※巣棚内に設置されているデコイへの結束バンドでの装着を想定するが、
 現場の状況により、設置方法は変更する可能性がある



図8 ネズミ返し等の設置予定位置



図9 ネズミ返し設置イメージ

※巣棚入口カメラの土台への固定を想定するが、現場の状況により、設置方法は変更する可能性がある



図 10 音声装置設置予定位置

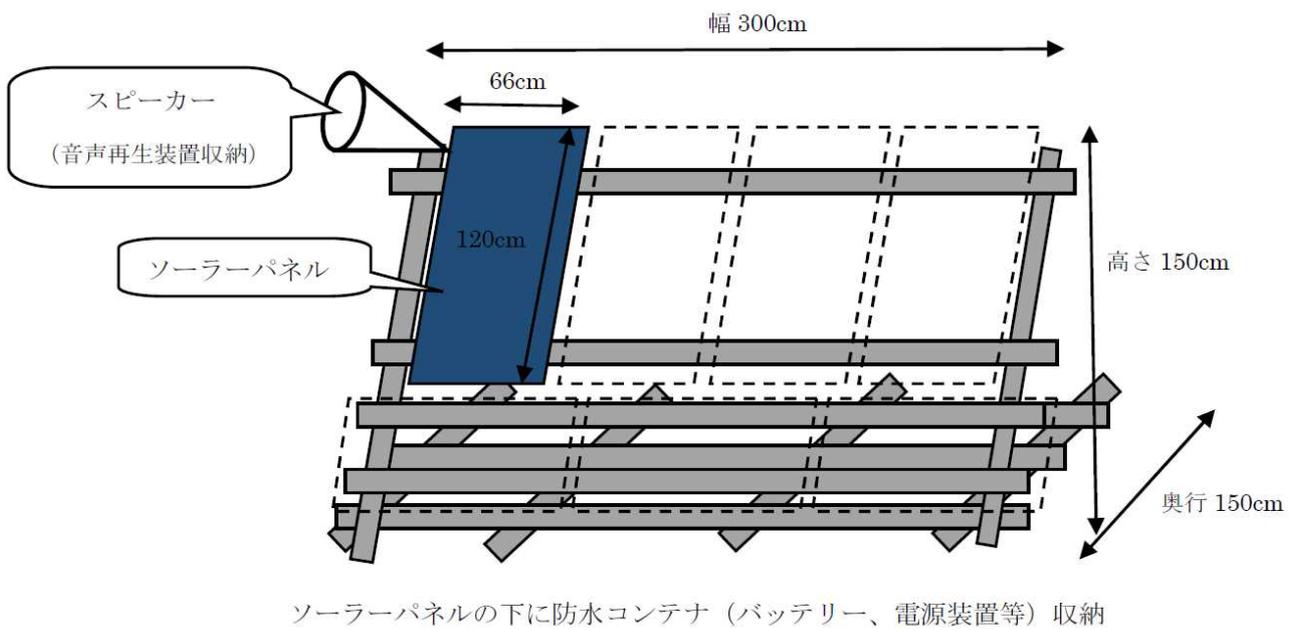


図 11 音声装置の仕様

※監視カメラの電源を設置している骨組みに併せて設置することを想定しているが、現場の状況により、設置方法は変更する可能性がある

4. 業務履行期限

令和5年10月31日（火）まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 3部（A4版 50頁程度 写真を添えること）簡易製本可

電子媒体：報告書及び写真の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）2式

※報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は別添によること。

提出場所：北海道地方環境事務所 羽幌自然保護官事務所

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、北海道地方環境事務所が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (2) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (3) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和4年度ウミガラス繁殖地における監視カメラ設置等業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和4年度ウミガラス繁殖地における監視カメラ設置等業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：北海道地方環境事務所 羽幌自然保護官事務所（TEL:0164-69-1101）

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務年度及び業務名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。